

会 議 記 録

会議名称	第3回 補助金の適正化に関する懇談会
日 時	平成16年6月14日(月) 午前9時57分～午後12時04分
場 所	西棟6階 第5会議室
出席者	委員 堀場、原田(博)、沼尾、原田(弘)、徳田、長津、大島、内藤 区側 政策経営部長、行政管理担当部長、企画課長、財政課長、 行政改革担当副参事
配布資料	平成16年度 補助金制度の現状〔改革の視点と基本的方向〕
会議次第	1 開会 2 審議・意見交換 (1)資料説明 平成16年度 補助金制度の現状 〔改革の視点と基本的方向〕 (2)意見交換・質疑応答 3 閉会 次回開催日程について

会長 それでは、第3回の補助金の適正化に関する懇談会を開会いたしたいと思います。本日は、この式次第に書いてございますように、補助金制度の現状ということで、財政課長、どうぞよろしく申し上げます。

財政課長 おはようございます。それでは、今お話がございました資料の方を、まず簡単にご説明申し上げたいと思います。

まず、1ページ目、2ページ目を一番最後にいたしまして、3ページ目以降の資料編についてご説明申し上げたいと思います。

4ページ目でございますが、区の施策、大きな方針等についてどういう考え方を持っているのかというようなことがございました。この4ページ目は、きょうお手元に、皆様の席上にご配付させていただきましたが、冊子の21世紀ビジョン、法律上の位置づけでは杉並区の基本構想ということになりまして、区議会の議決に付しております。このビジョンの中にございます第3章というのをコピーしておきました。

この21世紀ビジョンは、1部、2部立てで、とりわけ2部の方では1章、2章、3章という3章構成になっております。3章の大きな柱がこの4ページ目に書いてあるものでございまして、4ページ目の左の上側、「責任を分かち協働する自治のまちをつくろう」と、こういったものが大きなコンセプトとして、杉並区で施策を遂行していく上で持っている考え方、理念でございます。

次の5ページ目でございますが、自治基本条例の本文が載せてございます。全部で32条の自治基本条例でございますが、これが14年12月に議会を通りまして、15年5月に施行をいたしました。区のいわゆる憲法に位置づけられる基本の理念、考え方、あるべき方向を指し示す条例でございますが、この中にも9章参画及び協働と書いてございますが、第25条というところに2項、4行目になりますが、区民等及び区は、協働に当たり、対等協力の原則だ、と。1行置きまして、区民等の自主性あるいは自立性を尊重していくんだと、こういう参画と協働といったものを、条例の中では、大きな柱として据えていくというものでございます。

こうした基本的な考え方をもとに、その5ページの右側でございますが、平成16年度の予算の編成方針でございます。

このアンダーラインを引いてある2番目の段落のところからですが、区民の価値観や生活実態が多様化する今日、社会や経済の閉塞感を乗り越え、元気と活力ある地域社会を再生していくためには、区民サービスにも多様な選択肢が必要になってくる。ただ、こうし

た選択肢を行政だけで提供していくことは、専門性や効率性などの観点から限界があるとともに、区民がさまざまな形で享受できる、いわゆる公共サービスは行政の独占領域ではない、というふうに書いてございます。また、現に地域では、コミュニティ組織をはじめボランティア、あるいはNPOなど、さまざまな活動主体がそれぞれの分野で公共サービスを支えていただいている、と。1行置きまして、個人をはじめ、こうした地域の活動主体と区とが協働・連携して、創造する活力がある生活空間を「新たな公共空間」として捉え、区民の知恵と力を結集していくんだと表現してございます。

その下の段落でございますが、そのためには、区民と区とがお互いの役割を認め合い、それぞれの適性や能力に応じた協働のシステムを構築していくんだと。区が責任を持って税を投入し、施策化を通じて区民サービスを提供していく領域を見極めていくとともに、区民と区との協働で、公共サービスとして区民生活に還元していく範囲を広げていくと。いわば行政が施策として担っていく範囲、責任を持って税を投入して、区民サービスに還元していく領域といったものを限定化しながら、同時に地域のさまざまな個人、団体等の活動の幅を広げていくと。

その結果、行政としては小さな政府を目指していくという考え方をお伝えしているものでございます。次に、具体的に補助金について、区長の考え方はどうだということもございました。これは直接的なものでは必ずしもございませんけれども、6ページ目に広報すぎなみ、昨年11月1日号で若干補助金に触れた部分がございますので、そこを一つ象徴的な考え方としてお示ししてございます。

この「区長からのいいメール」という、左側のちょうど上段から中段にかけての四角の囲みですけれども、冒頭のところには、最近自分たちのまちは自らの手で住みやすくしようと、「世のため人のため」の活動を目的とする、さまざまな民間団体が生まれてきているというくだりから始まりまして、その最上段の後ろから3番目、「一方」からですけれども、「一方、地域社会をより豊かにしようという『志』はあっても、NPO法人の多くは……」と。ここではNPO法人を一つ例に挙げながら、補助金との関係を表明した文章でございまして、多くは資金難に直面していて、会費や事業収入だけではまかなえないのが現状だ。「補助金を」という声もあるけれども、私は安易な補助金の支出は、その団体にとっても、社会にとってもよくないと考えている。なぜなら、補助金を受ければ、その団体は自然と役所の係官の顔色をうかがうようになって、本来従うべき利用者や住民の声に疎くなる。その公金の行方に対しての役所の監視もおろそかになり、非効率で高コスト

になっていくんだと。こういうふうな補助金を極めて限定的にとらえていくという区長の考え方を示したものでございます。

次に7ページ以降ですけれども、それぞれの団体の補助金に対しての経年変化、14年の決算、15年の当初予算など、経年変化でどの程度の規模の補助金が当該団体等に支払われているかといったものの大きな傾向を示すものでございます。

この7ページ目はその総括表でございまして、この補助金については、法律の規定に基づきまして、公益上の必要があると認められた場合には補助金を支出することができるというのが大きな根拠としてございまして、この補助金の支給の実態といたしましては、ここで主として政策補完的・政策誘導的と書いてございますが、いわゆる行政の目的を達成していくためにその役割を一部担っていただいているもの、誘導的な役割を担っていただいているものなど、団体、個人の負担軽減も含めて、記載のようなそれぞれのものがある。

また、一方で、一般的な団体の活動の支援、経済的な支援、奨励的な補助金といった性格を持って、それぞれ補助金を支出しているものがある。とりわけ、この政策補完あるいは政策誘導的という、いわゆる行政目的のものについては、行政計画にどう位置づけているかといったものを、区分け、区分の一つのよりどころにしております。それ以外で、個別の区長の判断あるいは単年度の予算措置の中で、必要に応じて、そのときの重点施策等を加味しながらつけているといった実態等を加味しながら、二つに分けたものでございます。

以下、同様の見方をさせていただくこととなりますが、例えば13番の地域集会施設運営協議会の補助金でございますが、これについては16年度の予算では大体1,800万円前後を予算措置してございます。ただ、14年度あるいは15年度のこの団体の決算の補助金の依存率というのは数字が違ってございますが、これについては、前回にもお話が出ましたけれども、運営協議会が受託していただいております区民センター等、ここの執行体制、執行方法を変えてきたと。委託金をいわゆる一般の事業者の方への受付業務等の委託に切りかえまして、運協の委員さんに対してはいわゆる自主事業、地域での公益活動についての補助金に切りかえてきた、2年間にわたって段階的に切りかえたという経過がございますので、そうした背景を伴っているものだということでもあります。

それから、例えば産業のところでは、商店街あるいは商店会連合会、こういったところが当然多いわけですが、その中の例えば26番、27、28、29、こういったところはそれぞれ、実計と書いてございますが、この実施計画の中で定めているというものでござ

いまして、それぞれ商店街の持っている装飾等の美化・修繕あるいは電気料と、かなり細かい類似のものがそれぞれ別枠の予算管理をしている、補助制度として予算化にしているという実態もございます。

次の9ページ目に参りまして、福祉団体でございますが、例えば大きいもので挙げますと、48番、心身障害者ショートステイでございますが、これが6,500万円ほど。あるいは52番の同じく通所訓練・授産事業等の運営補助、あるいは53番の精神障害者の共同作業所の運営補助といったもの、いわゆる運営費、施設の運営費等が非常に大きな割合を占めている。その経年変化も記載のとおりで、横棒が引いてございますのは当該年度から翌年度から始まったというものでございます。

次に10ページ目へ参ります。10ページ目は、そうした行政目的とはやや趣を異にしまして、いわゆる団体活動の奨励、既存の団体に対しての振興あるいは奨励支援的な補助金の性格の方がより強いと思われるもの。これを区分けしてございます。

例えば、8番の消防団の事業補助金あたりが1,100万円ほど。ずっとほぼ同規模で推移してございます。あるいは産業のところでございますと16番、一番上ですが、公衆浴場の設備改善事業補助金。これは約500万から前後ですけれども、16年度で廃止の予定でございますが、こうしたものが数多くある。あるいは32番の納税貯蓄組合連合会助成金。これは杉並区に二つある連合会ですが各70万円ずつ。これはもう30年代からですけれども、非常に古い当時の目的が、今果たしてどれだけ効果があるかといったものもございまして、こうした実態がある。あるいは福祉のところでは申し上げますと、45番あるいは56番と書いてございますが、それぞれ障害者団体の連合会、あるいはいきいきクラブという高齢者の、昔の老人クラブですけれども、こういったところの運営補助金等で大きな金額をそれぞれ例年占めてきてございます。

それから、次に12ページへ参ります。これまで申し上げてきたものがいわゆる団体を補助金の支出目的と対象としてきたものでございますが、個人の経済的な負担軽減をしながら、まちづくりあるいは地域づくりの一環として役立てていく、あるいは産業振興を含めて福祉教育等、こういった総合的な施策をさまざまな分野でさらに進めていく、そのためにその個人の個別の活動に対しての経済的な支援ということでございまして、それぞれ記載のような金額がございまして、教育のところでは、幼稚園児等の保護者への補助金ですね、これが非常に大きくなっているというのが非常に特徴的であろうというふうに思います。

次に14ページに参ります。14ページは、特定のこの福祉施設の建設をいたします社会福

社法人、医療法人もございいますが、こういった法人に対してその施設の建設を通じて一定の病床を確保していくといった政策的な判断から、それぞれ建設助成をしているものでございます。これはもう、これまでもるる申し上げてきたところですが、その一つの例として、次の15ページにございます。これを一つ、これは最近のモデルでございますけれども、特養ホームの建設助成モデルケースとして、「すぎなみ正吉苑の建設について」と書いておきました。これは区内でこの4月から開設をしているものでございますが、中ほどの4番、建設等の資金の全体図と書いてございますが、若干わかりにくいかもしれませんが、用地費、工事費等がございまして。用地費この事業費のところでは11億ほどございまして、これについては、右に行っていただきますと都の補助金でございまして、東京都の補助金が5億8,000万ほど出ている。あとは自己負担だというものでございまして。借入れを含めて自己負担だと。その下に工事費・初度備品費等ございまして、これが全体で9億6,000万円ほど。その資金構成として、国庫補助5億4,000ほど、都補助が7,000万円ほど。区の建設助成として区の負担が8,000万、それから自己負担金が7,000万、福祉医療機構からの融資を受けた借入金が1億8,000万と書いてございまして、この工事費については国・都・区、三者がそれぞれ一定割合、国庫補助が2分の1、都補助が4分の1という原則がございまして、実態の中では一定の予算単価、補助単価にベッド数等を掛けながら、実際の補助金額は決まっておりますが、制度値としては2分の1、東京都が4分の1というものでございまして。

区の方の助成につきましては、そのすぐ上に楕円形の中に矢印をかいておりますが、補助基本額から、国の補助、都補助、あるいは寄付金等を除いて額を定めているのだというふうに書いてございまして。したがって、この記載のような金額になっておりまして、現実的に区から出ておりますのは、区の建設助成と書いてある8,000万円と一番右の福祉医療機構の借入金1億8,000万、これの合算というか、実際には借入金の1億8,000万円が、その右側から矢印が来ていますが、自主的にはあらかたということになるかと思っておりますが、1億5,000万円ほどを実質、区の助成対象にしてございまして。したがって、この建設助成と借入金の工事費に相当する借入金のあらかた、これを区からの持ち出しとして補助金として出している。これを、借入金ですから当然複数年度にわたりまして、今大体20年ほどでございまして、建設助成を含めて、この長期にわたり補助を毎年しているということでございます。

必然的に建設年度、複数年度に通常2年程度でございまして、当初の初期の補助コストは当然高くなる。以降はこの借入金償還金のための償還コストを負担していくということ

の補助にしておりますので、以降は当然のことながら初年度、次年度と比べますと区からの持ち出しは当然少ない金額が支払われている。こうした民間の建設に対しての助成といったものを通じて施策の実現を早期に図っていく考えでございます。

次の16ページに参ります。区が財産を出資あるいは出捐しまして、財産を出しまして法人を設立してございます。この表に書いてございます、上から1、2、3、これは全額区が負担しております。四つ目の文化交流については、これは基本財産という考え方はございませんので会費という前提になっておりまして、一番下の土地開発公社、これは法律に基づくもので、当然のことながら区が全額負担ということで、金額に差はございますけれども、こうしたものがいわゆる区を取り巻く関連団体。その中のとりわけ財団法人のスポーツ振興財団でございますが、これについて一つ例を挙げて申し上げますと、右側の表のところ、ちょっと見にくくて恐縮ですけれども、右側の表の数字が並んでいるところは、16年度の当該団体の予算額、全体の予算額ですね。それに占める補助金の割合、それを16年度、15年度の決算、16年度は予算、15年度は決算値でございますが、これを比較したものです。

どういう構成になっているかということ、このスポーツ振興財団の16年度の団体予算額というところを見ていただきますと、総予算額 11億と書いてございます。11億のうち、区の補助金が4億4,000万円ある。この4億4,000万円の補助金の内訳が、運営費で1,100万円ほど、人件費で3億7,000円、事業費で5,900と、その過半をこの人件費が占めている。要はこの財団で働く職員 区からの派遣職員もおりますが、こうした職員人件費を補助金で賄っているというものでございます。

この補助金以外に区から事業の委託をしてございます。このスポーツ関連事業についての委託をしてございまして、その委託料が4億1,000万円、このほとんどが施設管理。運動場、体育館等体育施設がございまして、基本は体育施設の運営管理の委託でございます。そのような形で見ていただければというふうに思います。

それから、次に18ページに参ります。この18ページは、今申し上げたスポーツ振興財団における決算状況を示したものでございまして、15年度の決算の状況でございます。今申し上げました補助金のかなりの割合は補助金で行っているわけでございますが、そのかなり細分したものでございまして、2番の財政状況決算と書いてございます中に、大きく上段が事業費、下段が管理費と書いてございます。この事業費のところがいわゆる出先の体育館、運動場といったそれぞれ施設、あるいは個別のスポーツ関連の事業、こういった

ものに要する人件費あるいは事業費。管理費はそれを統括していく理事会等の役員、あるいは公租公課、本部の消耗品その他、運営上の諸経費、管理費等に充て込むものというものでございまして、この事業費の方では、人件費は2億6,000万円ほどですべて100%補助金だというふうになるわけですが、事業費の方では6億6,000万円の財団の決算額に対して、委託金として4億1,000万円ほど、独自財源と書いてございますが2億2,000万円。これは事情が変わりまして、いわゆる昔で言う使用料、これが管理の住宅団体の利用料金制度というものがとられるようになってから、このスポーツ振興財団のそれぞれの体育施設の使用料が利用料として収入になっていくというものでございます。

この管理費の方では、それぞれの委託金、独自財源というのがございませぬので、すべて補助金でこの管理費を賄っていると、そういう数値でございまして。したがって、スポーツ振興財団については、ほかの団体でも共通して言えるものもございまして、かなりの割合を区のいわゆる公金で、補助金あるいは委託金という形での差はございまして、その運営と事業を賄っているという実態があるということでございます。

次の19ページには、スポーツ振興財団の監査をしたときの指摘の項目がございまして、それを参考に挙げておきました。個別的な外部から契約に基づいて招聘した監査人 通常は公認会計士でございまして、あるいは監査法人に委託して、それぞれ個別に選定した事業について監査をお願いするといったものを14年度から実施してございまして、今年度で3回目でございますが。その第1回がスポーツ振興財団の監査をお願いしたものであります。

20ページ目の右側の下段(2)補助金・受託金の対する見解、補助金と受託金の対象の明確化についてというふうに書いてございまして、この2行目から、「しかし」以降ですけれども、「実際に数期間比較すると補助金対象となる支出と受託金対象となる支出が変わっており、予算という歯止めはあるものの結果的には財団の費用全額を補助金及び委託金で賄っているというのが」現状だと、こういうふうに言っております。

それから次の段落になりますが、「このため」以降、「受託金に関しては、施設管理のための外注費等だけでなく施設管理に必要な人件費も対象に含めることが必要」だ、というように指摘をされております。

次に22ページへ参ります。これは第1回目にもその補助金の現状の中で5事業というお話を申し上げてまいりましたが、いわゆる国あるいは東京都が補助を想定しているものに上乗せして、区の方が補助金として執行している、いわゆるその加算の補助制度のところ

ございますが、民生委員で言えば590万円ほど、このうち東京都からの補助、これについてはすべて結果としては都の補助でございますけれども330万円ほど、残りの250万円が区から上乗せして執行している額と。全体の経費に占める割合が約4割というような、そういうふうに読んでいただければというふうに思います。

一番最後の23ページ目は、あくまでも参考でございますが、前回この基金はどういう状況かというのを簡単に絵で示したものとということでございます。説明は省略します。

以上、簡単に説明だけさせていただきました。そして最後でございますが、補助金をどうという論点あるいは視点といったものを基軸にしながら見直していくかといった、一つの例示的に、この2枚をきょうお出しさせていただきました。

1枚目に杉並区の将来像と書いてございますが、杉並区で考えておりますいわゆる協働、という概念を自治の基盤の一つとして据えてございます。また、自治基本条例は昨年5月の施行からちょうど1年を迎えるということで、真に住民自治を実現していくという意味では、この自治基本条例の精神を、いかに区政、あるいは地域あるいは施策といったものを通じて浸透をさせていくかといったことが大きな命題になってくるであろうと。

同時に三位一体の改革というのがございます。まだその先行きというものが極めて不透明な部分がございますが、2年間でさらに3兆やるといったものの、一応の数値は出されておりますが、まだ具体的にどういう税目に税源として移譲されていくのかなど、定かではないという状況の中で、これから自立した地方政府といったものを、区長は再三言っているわけでございますが、そういったものを目指していくためには、この基幹税の税源移譲、自己決定・自己責任によるその地域経営、行政経営といったものが必要だと。同時に、それは受益と負担ということをいかに明確にしていくかといったことが必要になってくる。その受益に応じてどういふ負担をすべきか、どの程度の負担をするべきなのかと。また、その負担の公平といったものをあわせて問われてくる。

今、若干申し上げましたが、目標はそうした将来像、この二つの大きな柱をもとにしながら、自立した地方政府といったものを実現していくということでございます。したがって、この補助金制度についても、協働の時代にふさわしい今補助金の制度、あるいは財政基盤を強化していく面から、具体的なその施策の効果と費用負担と、こういったものの適正化が求められてくるであろうというふうに考えております。

昭和30年代以降それぞれもう長い歴史を持っているものもございますが、一定の年数経過、あるいはその社会的な環境の変化に伴って、当初の補助目的がやっぱり希薄化して

いるという面は否めないだろうと。あるいは政策の補完としての役割といったものも、そのありようを問われているだろうというふうに思います。あるいは長期化することによる、その団体なら団体では、それが当然の固有財源化していくという意識の変化というものをどうしてもつくり上げてくる。

そういう意味では、これから杉並区が目指していく自主、自立した地方政府といったものを支えていく地域区民あるいは団体、さまざまなそういった方々の自立的な活動意識といったものへつなげる弊害として影響を及ぼすこととなります。あるいは税の投入による事業効果が果たしてどこまで明確になっているのかと、やや抽象的な問題かもしれませんが、そうした問題がある。あるいは補助対象事業、外郭団体の問題、あるいは一般の団体についても充当事業といったものが必ずしも明確になっていない。あるいは、なりにくい部分を必ずしも否定はできないと。

また、その団体あるいはその年度によって、補助基準が必ずしも統一されていない、その時々の方針判断の中で実際に補助をなされてきているわけですが、類似する性格の補助金等も含めて、これまで積年の中で積み上げられてきたもの、そういったものの集大成が現状を構成しているわけで、そういう部分の見直しが迫られている。

こうした問題点を解消し、いわゆる財政基盤を強固なものにしていくという観点から、左に書いてございます2次の行財政改革実施プラン、この行革計画の中で、廃止や統合を含む整理・合理化といったものに取り組んでいく必要があるというふうに考えています。

そうした大きな将来像、そして今現状の問題点等を考え合わせていきますと、一つの論点として挙げれば、基本的には自己責任という問題もある。あるいは補助の目的の再検証、再評価といったものがあるかと、例示として挙げさせていただきました。

以上、長くなりましたけれども、資料のご説明とします。

会長 ありがとうございます。まずは資料も含めまして、ご質問でございますでしょうか。

私の理解が正しいかどうか定かではありませんが、このようなことかと思えます。皆さんご承知のように現在三位一体改革が進んでおりますが、その基本とするところは基幹税の移譲問題として、国全体の問題ではとらえられていると思えます。それに対応しまして、抜本的に地方政府といいますか地方自治体はその役割を考えねばならぬ段階に至っていると。それは明らかに基幹税がもし税源移譲をされますと、自己決定・自己責任による行政経営をやらざるを得ない。この点に関しましては、どうもお話を伺いますと、杉並区にお

いては自治基本条例等、また、区長の基本的なお考えは協働による住民自治の実現であるということで、それに三位一体改革に即応している形になっておると思います。

具体的には自己決定・自己責任ということは、従来の、補助金を受け取ってそれに加算をして住民の方に補助金を通じた行政施策を行う体系と申しますか、大きな枠組みが問われているということで、いわゆる今まで議論されてきた補助金削減の話とは異なりまして、財政的な側面のみならず、もう少しより広い範囲からの補助金を自己決定せねばならない、ないしは整理等を考えねばならないと、こういうことだと思えます。

それで具体的な話としましては、2ページ目のところで、そのような考え方を受けるときに、自分たちは自分たちで改革を考えねばならないということだと思えます。要するに地方自治が問われていますということになりますか。税源移譲後の地方政府の姿が問われていると。大きく言えばこういうことかと思えます。

さて、それで具体的な話といたしましては、前回及び今回の資料の内容は、現状の議論をしてまいったわけですが、会議の回数等も考えますと、やはり2ページ目のどういうふうに補助金を考えたらいいのかという議論にそろそろ入りたいと思えますが、いかがでございますか。具体的には、杉並区の、今の財政課長のお話では、基本的な考え方に沿って改革の論点というのは、6項目ぐらい仮に出されておりますので、このあたりを議論せねばならないわけですが、まず一般論から入っていくのが……。

委員 すみません、その前にちょっと1点教えていただきたいんですけども、きょうのこの詳細な資料で、大体どのような補助金がどういう根拠で出されていて、総額のうちのどのぐらいの依存率なのかというリストは大体出たんですけども、そのときに、例えば100%というものに関しては恐らく予算総額丸々ということを出していると思うんですが、数値が57.9とか、すごくあいまいになっているものがあるんですけども、こういう個別の補助金の金額を決める場合には、例えば前年度に配った補助金額をベースにして、一律何%減とか昨年並みというようなことで決めておられるのか。それとも、その補助を必要とする団体の方から幾らというような申請額が例えば個別の経費の積み上げで出てきて、その中から例えばこれについては出せる、出せないというようなことを核として補助金の額を決めているのか。あるいは、法律とか条例で一律というようなルールがあって、その何%というようなことで配分しているのかとか、多分補助金の額を決めるに当たって幾つかパターンがあると思うんですけども、そのあたりどういう根拠でこの総額というのは決まっているかというようなことをちょっと教えていただきたいんですが。

財政課長 はい。補助金は、あくまでも強制的な補助金ではございませんので、あくまでもその大もとは任意の公金支出でございますから、ただそのときにどういう政策意図があってどういうものを出していくかというのが、一番の大きな視点にならなければいけないことですが、ただ、実態は、今もお話が出ましたように例えば前年度の補助金の実績等を加味しながら、当該年度の予算編成の中で数値を確定していくというものも現実的にはございます。あるいは団体の方からの補助の組み上げその他、あるいは新規の補助の設定等いろんなご要望、ご意見をいただくのも事実です。同時に、そういった状況を踏まえながら、区長の政策判断の中で、とりわけ重点的に今回これをいくと。それを集中期間、例えば2年、3年の中で新規でこれをいくと、その具体的な政策効果を考えたときに、おおむね1団体当たりこのくらいというものを予算査定の中で決めていくというものもございません。

そのように予算化していく、その具体的な数値の積算は、その積算の根拠が非常に明確になってくるものもあれば、逆に、つかみでというと非常に語弊がありますがけれども、ある一定の金額を上限として出していくと予算措置をしていく。あとはもちろん、補助金ですから精算行為というのに伴うわけですけれども、それを一定の限度を超えれば、それが丸々、事実上定額と同様の形で執行されていくという実態も一方でありますけれども、それぞれさまざまな形で、今この補助金の金額は具体的には決めていっているという状況でございます。

会長 何かご質問ございますか。資料も含めてですが、どうぞ。

委員 前回のお話の結果、随分ここまできちとした資料をいただきまして、大変ありがとうございました。十分に目を通して時間がなかったんですが、さらに加えてきょう配付していただいた資料もありまして、例えば山田区長さんのお考え、そしてそれに基づいてどういうふうな補助金施策を進めるか、削減施策を進めるかということも大分わかってきました。

わかってきたんですが、逆に言うとまたさらにわからなくなった点もあるんですけども、例えば最後に、きょうの配付資料の参考というところに出ておりますけれどもNPO基金への寄付と。これは要するに補助金をやめて、その事業が必要だったら直接そこに寄附を求めたらどうかというようなお考えがあるようなことが、あらかじめ送っていただいた資料の中にありました。そして、多分それを説明された資料であろうと思われるこの予算編成方針としての概要という、これもあります。

例えば今のようなところについては、具体的にどのくらいのことを踏み込みがされているのか、あるいはこの新しい公共空間の創設ということに伴って、このこと自体が大体全体の中のどのくらいの位置づけを占めているのかというのは、これは先ほど会長の方からお話があった基本方針、これとも絡んでくるんですけども、そのあたりが正直言ってまだ見えない。つまり我々とする、あくまでも補助金の中の話だけで、これをいかに切っていくかという、そういうところに話をこう、とりあえず投げ込まれているんだけど、そもそもそのときの大枠は一体何なのかなというのが、いま一つわかりかねているなど、つかみかねるなど。

だから、言うならば、これをもう一回勉強しなくちゃいけないのかなと思いつつ、もう少しそのあたり、区長さんのあるいは区の方針として補助金のつまり、いろんなタイプの補助金があって、それなりのつまり事業活動そのものへの補助もあるし、必要不可欠な事業を行っている団体への補助もあるしというような、いろんなバリエーションがあるわけなんです。そのあたりをどう区の方針、まだ決まっていなかったのかもしれないけれど、補助金だけに限らないんですけどもね。つまり、新しい公共空間の創設というふうにおっしゃっているのであれば、どういうふうな公共サービスの組み立て方を模索しようとしているのか。そのあたりについて、我々自身もう少し何か探ることができる資料なり何かがあるのかなと、さらに追加的で申しわけございませんけれども、そういうふうなことをちょっと考えまして。前回、数日前に送っていただいた資料と今回の配付していただいた資料で。

会長 どなたか。

財政課長 区の方としては、区との区民との協働を非常に大きなテーマとして据えております。したがって、これまで長い期間、明治以降果たしてきた中央と地方との関係、あるいは地方なら地方の中での関係というものがあるわけですが、そういったものから脱却しながら、地域あるいは区民、団体と行政とのかかわりといったものを大きく見直していきたい。

したがって、この新たな公共空間と書いてございますけれども、要は協働の範囲、領域を広げていくということは、要するに区が直接、直営施設であれば直営、事業であればじかに税を投入して予算化しながら担ってきたといったものから、現実的にはさまざまなNPOの広報の記事もありましたけれども、そうしたその団体の活動の中で、行政が極力関与しない形で、地域の公的なサービスを広めていきたい、あるいはそのサービスの質を高めていながら、同時にその主体を変えていくと。行政は極力限定化されるべきであ

ると。したがって、直接税を投入して行政が責任を持って行う部分といったものは極力狭めていきたいという考えを持ってございます。

したがって、この補助金というのは、どうしても給付するものと給付されるものという、そういう当事者間の意識構成をどうしても生みやすいということもあるものですから、その補助金を行う、補助をすることの非常に大きなメリットが一方である中で、これまでややもすれば長期にわたってなされてきたもの。あるいは現実にそぐわないものといったものが依然としてさまざまな利害関係を伴いますので、そういったしがらみの中で、大胆な補助金改革というのはすることがなかなか現実的には難しいと、そういう状況がある。

ただ、先ほど会長がおっしゃったように、現在では国のありようを変えていく、国と地方のかかわり方を大きく変えていく、その中ではまず地域から変わっていかなければいけないと。そのためには、区と補助金制度を通した関係をもう一回見直していくということが必要であろうと考えています。

会長 どうぞ、松沼部長。

政策経営部長 ちょっとそれに追加的に補足させていただきますと、その自治体の経営改革の中でこの協働の占める比重はということで申し上げれば、非常に大きいというふうには我々はとらえて、それを行おうとしているところです。ことしは、今年度につきましては、その協働をどうやって進めていくのか、これは内部的な話になりますけれども、その協働を推進する全庁的な体制をつくっていくというか。それとあと、協働を推進していく基準といいますか目安となるようなルール化、ルール、そういったものを現在検討して作成している段階なんですね。

それを踏まえて、いろいろ、例えば一例で言えば、NPOあるいは各種団体からいろいろなものを提言してもらおうということも考えています。こういうようなことで協働が進むんじゃないかと提言していただいて、それを評価していく。その評価の委員会もつくろうというふうに思っています。これは学識経験者の方だとか、いろいろ区民の方だとか参加してもらおうということで、まだ詳細はそこまで詰まっておりますけれども、そういうこちらから提案する、それから区民の方、あるいは団体の方からも提言してもらおうというようなことで、そこでの提言の評価というか政策の評価というか、そういうこともしていただきながら協働を推進していこうということで、簡単に申し上げればやっぱり協働というものの分野、協働推進というのが今の自治体経営改革の中では非常に大きなウエートを占めているということでございます。

会長 戦後恐らく50年の枠組みが変わろうと、仕組み全体が変わろうとしているということだと思います。当初は私の印象では、補助金をいかに削減するか、財政的に削減するかというお話かなと思って伺っていたんですが、どうも違うと。より抜本的なというか、そのあり方を問うんだと。それを山田区長が他の自治体に先駆けて考えてみるんだと、その一つの側面として補助金のあり方を社会に問うといえますか提案してみたいんだと、こういうことだと思います。

基本的には、皆さんご承知のように三位一体改革というのは、まさに地方自治体側の受け皿のありようを問われているわけです。実態といたしましては、先ほど原課長がおっしゃいましたように、これは補助金行政プラス法令の問題がございますので、どれほど自由度が増すかというのは、まだかなり不透明な部分があるんですが、それとは別の話として、もう50年たって社会的な仕組み、つまりNPO等々の社会における役割の増大がありますし、それから行政自体の役割の変化もありますので、従来型の補助金行政と法令によってなされていたものがどうも大きく変わろうとしている、これに対応しようではないかと、こういうことでよろしいんですね。まずご確認しようと思いますけれども。

財政課長 結構でございます。

会長 つまりそれは何を意味するかというと、自分たちで決定できるわけですから、従来の補助金が本当によいのか、それは自分たちで決めればいけないかという話になっていくんだと、必要とあれば存続すればいいし、必要となれば自分たちで枠組みを変えていくんだと。個々の話よりも以前にそのルールづくりを補助金の場面でできないだろうかということかと思えます。

その他、委員の皆様方、基本のお考えはどうもそのような。

委員 いいですか。いわゆる三位一体、三位一体と言っていますけれども、三位一体とは一体何かということから話していかないと、マスコミで三位一体、三位一体とよく騒がれていますけれども、そこから詰めていって、それで基幹税の税源移譲というのはいつごろ実現するのかということですよ。

また、基幹税がどういうふうな使われ方をするのかというのが、そのいわゆる中央政府に任されているということになるわけですよ。ですから、今、杉並では、山田区長が言っているのは、補助金を有効に使おうよということじゃないかと思うんですよ。ただだと、今までのように、ご祝儀みたいに出しているようなものを、この際やめるものはやめようよ、そしてもっと必要なところへ注ぎ込もうよ、というようなことではないかと思う

んです。それで、団体というのは一本立ちできればそれはそれで一番いいので、そのときになったら補助金はもう出さないようにする。だけど、何とか支えなきゃ先行きどうも危なっかしいものについては補助金で支えてあげましょう、というようなことじゃないかと思うんですけれどね。三位一体というのをちょっと説明していただいて、はっきりさせていただきたいと。

会長 原課長。

財政課長 よく新聞の中で最近では三位一体あるいは三すくみなんていうようなことが出ていますけれども、国庫補助負担金を縮減していく。要は国からのこの補助金が地方を非常に縛っている。一律、画一的に大都市も地方も、ある意味では同じスキーム、同じ枠組みの中で補助金の要件を定めて補助金を交付しているということが地方の自由度あるいは自由裁量を阻害しているということで、かえってこの補助金が地方の自立を阻害することから縮減していこうとするものです。

それにあわせて、財源をいわゆる税源移譲という格好で地方に任せていく。この特別区の場合は、税目は、3種類しかございません。特別区の場合には、東京都との間で特殊な財政制度を持っておりますので、本来市町村が持っている市町村の目的税、普通税といったものが非常に制限されております。

あと、もう一つ残りが地方交付税の問題でございます。この地方交付税については、東京都と特別区というのは、過去の経過から今一体的な算定、一体的な取り扱いをされておりますので、東京都特別区を含めて不交付ということになってございます。一般的には財源の保証機能といったものが地方、全国を通じて行われている。それが結果的には国の統制といったものにつながりやすいものでございます。この三つを通常三位一体と言っているわけです。

「地方のことは地方で」という小泉総理のキャッチフレーズがありますが、こういった、地方が国の関与を排しながらその自由な判断と責任を持って地域のことを進めていく、そのための基本的な制度改革、税財政に関する制度改革だということでございます。

また、いつ実現されるのかという見込みですけれども、「骨太の方針2004」というのが出ましたけれども、今の現時点では定かではありません。ことし、来年というのはなかなか難しいだろうと。この秋口に全体的な考え方を示していくというふうに言っています。

それから区長の考え方は補助金を有効に使うことだと。そういう面ではごもっともなこ

とでございます。ただ、問題は、補助金という他律的な部分が本当に有効に機能するにはどうするのがいいのかということを考えていただきたいということでございます。

会長 その他ご質問ございますか。委員、何か。話はかなり大きい話になってしまいましたけれど。

委員 よく区長がおっしゃっている、団塊の世代といいますか、自分らも昭和21年生まれて、この22年、23年の団塊があと3年後、NHKでも取り上げられて、いろんな意味でのボランティアをどう生きていくかという時代に入ってきた。そういうものも想定した上で、この三位一体あるいは協働事業あるいは今行政がやっている、区がやっている仕事を下に落としていく、そういう意味合いも踏まえて考えられておるのかどうかということが一つですね。

区民センターの会長をやらせていただいて今一番困っているのが、この間も役員会で申し上げたんですけど、ここは会社じゃないと言わざるを得ないくらい、一人一人が偉くて、独断と偏見で来ます。それのお互いのぶつかり合いになってしまう。今自分の立場はそれをどう調整するかですね。調整し切れれば動く。ところが、調整できないで終わってしまう場合が往々にして多いということですね。この辺がやはり今自分が、間もなく2年間で卒業するわけですけれども、運営協議会で感じていた一番のテーマですね。そういう意味で、一時、15名体制から、受付の民営化に伴って、当初の予定では事務職2名で局長を置かないというお話だったのを、あえて置いていただきたいということでお願いして、今3名になっております。この局長がいるかないか、要するに下に落とすにしてもその組織をどう統括していくか。その基本的な考え方を維持してもらわないと、ただ単に漠然と下に落としても、これは混乱を招くだけになってしまう。その辺を非常に感じたものですから、今この三位一体のこの一つの流れの中で、団塊の世代をどう加味していかれようとしているのかということで、理解してよろしいんですか。

財政課長 団塊の世代の関係ですけれども、これはおっしゃるとおり、区長はそれを強く意識しております。3年、4年後に通常の世代よりも2割、3割多い世代構成になっているわけですが、そういった方々が会社の定年その他で、一斉に地域に舞い戻ってくる。そのために備えていくために、どういう施策ができるのか、どういう情報が提供できて、どういう選択肢があればいいのかという、問題意識を強く持っています。したがって、団塊の世代に対しての対策も入れているかどうかと言われれば、それが非常に大きく入っているということはありません。

それから運協の問題ですけれども、地域というのは基本的には自由ですね。仕事じゃありませんから、個人の自由に支えられている。その自由な発想を持った人の集まり、集団だということは、逆に言えばまとまった意思決定が非常にしにくいという部分は大変よくわかります。そういう部分も含めて、これからは意思決定できるのも自己責任、できないのも自己責任だと、そういうことは問われてくるだろうというふうに思います。これはもう地域のことをやっている者はとても強く感じるはずです。一般論の机上論ではなくて、それが実態としてあるというのは、よく承知しています。

会長 委員、委員、何かございますか。

委員 今いろいろお話を伺いまして、全体から見て、とても、協働、協働という言葉はちょっと前から随分伺ってはいるんですけど、PTA、今、小・中学生を持つ親たちにしてみると、どちらかといえば、私もPTA活動を積極的に始めて十数年になるんですけども、その前までは周りのことどころか、自分の生活を守ることで手いっぱい、地域のということは、本当に子供ができて、初めて子供が保育園に行き、小学校に行き、中学校に行き、高校という段階で初めて地域というものを見るようになったんですね。そうしたときに、今いろんなお話があったときに、やはり委員もおっしゃったようにPTAの組織ですら今とても個人主義で、周りがあって、自分の子供を守ることはとても積極的にやる保護者が多い。でも、組織としてやることの大切さという部分をこのPTA活動を通してわかってもらえれば、この組織の力がやっぱり個人でやる以上に大きいんだということを知ってもらえればと言って、積極的にPTA活動をされている方たち中心に動いているものの、その比率でいくと、実は今、小・中の子供の数を考えていたら、1割いるかないかという状況に、徐々になりつつある寂しさがあるんですけども、そろそろ区民の積極的な参画型の意識を持って、区を考えていかななくてはいけないときに、私たちのような若い世代がどのようなことで……。

ですから、今、補助金の有効的な使い方、積極的に区に対していろんなことを協力してやっていこうというところには、補助金を出してやっていくという部分はわかりもするんですけども、私はNPOが団体としていろんな意味で浮上ってきて、その組織が強くなったのは今自主的にこう浮き出てくる積極的な組織がないから、そういったある程度の形をつくって積極性を持たせなければ、なかなか今の、特に若い人たちは動かないのではないかなというふうに思っているんですよ。

今、私は大学生もいますし、高校生、中学生もいるんですけども、中学生ぐらいを見

ていると、もう学校での教育が自主的に積極的という部分をこう揺り動かす指導に苦勞している先生方、それはちょっと前と違いますよねと、本当に先生方の苦勞を見て感じるんですけど。多分私たちが中学生のときにもひょっとしたらもう年配の方たちがそういうことを言っていたんでしょうけれども、ますますそういった厳しい状況になるときに、こういう言葉は死語かもしれないんですけども、ハングリー精神なんて、もうとんでもないいろんなものが豊かになる中で、それがもうハングリー云々ではなくて、それが普通なので、その中からいかに自主的な気持ちを持って、積極性を持ってやっていく部分でいくと。

現実、じゃあ、杉並区として補助金をどうすればいいかという部分は、ある程度行政が後押しをしながら、組織をつくっていく程度、こう導き出していかない限りは、だからこういう補助金をこうやった形で提供するからもっと積極的に動いてほしいという部分をいや応なしに持っていかない限りは、単純に一生懸命やっているところだけにぼんとお金を出しましょうという形では、今とてもとても若い世代がそういう動き方をしていませんので、全体的に。今、私たちが40代なんですけれども、実際見ていると本当にその大先輩、60代、70代の方たちに支えられているなというのは地域に出ていってとてもわかるんですね。なので、その世代の方たちが今頑張っているけれど、じゃあ、私たちが50、60、70になったときにそれだけ頑張れる気があるかという、今PTA活動をしていく中で、とてもあそこまでは頑張れないなというのが、どちらかといえば、実感してあるものですから。

補助金制度というのは、すごく言葉としては弱いものになるのかなと、助けるという意味のものになるんでしょうけれども、この裏づけで示す力というのは、これから区にとっては、特に若い世代がどんどんどんどん減りつつ、きょうも東京都の場合は、平均の出生率が1人を下回ったという話が出てくるときに、ぞっとしてしまっただけなんですけれども。やっぱりこの補助金制度そのものの見直しで、金額を削る削らないではなくって、そのもとになる組織をいかにして揺り動かすことが、区にとって大切だということに目を向けない限りは、金額が高い低いの部分は、たくさんもらえれば余裕のある活動もできるでしょうし、少なければ少ないなりの活動をしていくとは思いますが、今私たちは、すごく自分たちの上の世代に支えられているという実感がある中で、これからどうしていったらいいのかというのは逆に困惑する次第です。

会長 どうぞ。

財政課長 大変よくわかります。一般的に地域活動は、大体子供が小学校を上がって保育園のいろいろ役員会もありますけれども、いわゆる地域性を持つという意味では、大体

小学校のPTAが最初の地域活動の入門編というのが一般的にありますね。そういう中で改めて、それでも子供という共通項があるから保護者間でもある程度の意思決定をしていくわけですけども。

それでも、今おっしゃったようにいわゆる個人主義というか、この間の長崎の事件じゃありませんけれども、非常に匿名性に代表されるような生活実態を背景にして、個人主義的な志向、考え方というものがきのうきょうの話ではありませんね。そういった生活の中で育ってきた世代が親になり、その親たちの間でなかなか役員の引き受け手がない中、じゃあ私がやりましょうかという人たちが、ある意味では今PTAを担い、あるいはそういう人たちが次に今度は町会を担い、自治会を担い、それぞれの団体活動を引っ張っているというのが実態だと思います。8対2の理論じゃありませんけれども、意思決定をし団体を動かしていくときというのは、大体2割の人が中心で動かすというのがよく巷間言われますけれども、否定できない実態があるというふうに思っています。

ただ、これから地方が本当に自立していくということは、結局個々の意識が変わらないと変わらない。でも個々の意識は変われと言って、すぐ変わるものではない。そういったときに、貴重なその意思を団体活動という中で生かしてもらっている方々が、ここでもきょうも代表的な方がいらっしゃってくれているわけですけども、そういった人たちを初めとして、そういった人たちを地域のリーダーとして、必要な活動は続けなきゃいかん。ただ、続けるときに、先ほど「助ける」という表現がありましたけれども、一つの動機づけとしてその補助金という名をかりて、公金、税金を出していく。それで、その一つの活動を後押ししながら、それが少しでもすそ野を広げて、その活動が大きくなっていく、あるいはそれが継続して安定していくということの一つのステップアップするための材料として補助金を使うということは、これまでよくある話です。ただ、それがややもすると、長くやっていると、やっぱりマンネリ化していく。あって当たり前という。そうすると、ある中でやればいいのかという流れも結局あることを前提に、例えば年間の予算を組んでみたりするわけですね。

長期化することによって、徐々に団体を支えてくれる構成の方々も少しずつではありますけれども、世代が変わる。ただ、その世代の変わり方が、非常に今はタイトというか、順調に変わりにくい、同じ方が何年もやると、次の受け手がなかなか見つからない。それがまた、個人主義的な生活状況をなかなか一歩踏み出しにくい、あるいは、関心はあってもいざ自分がやるとなるとやれないと、そういったものが非常に相矛盾したのものがあるも

のも事実だと思うんです。

ですから、補助金を一概に切れればいいというふうに思っているわけではなくて、これからの杉並区というものを考えた場合に、本当に補助金というものが今のままでいいのかどうなのかというのをぜひ考えてほしいと、考えていただきたいということで、今回この補助金の見直しというものに着手しています。もちろん財政的な問題があることも事実です。

会長 委員、何か。

委員 はい。補助金制度の見直しと改革ということで、大変よい資料をつくっていただきまして、問題点というふうなところも大変よく整理されていて、なるほどなるほどという感じで読ませていただきました。それで、やはり補助金が有効に機能しているかどうかということをこの会議ではやはり考えて、そして見直しと改革をしていかなければならないんだと思うんですけれど。

補助金の期間が大変長期化しているというふうな点は、いろいろ感じることもございますし、先ほどご祝儀的なもので出されているようなのはというふうなお話もございましたけど、そういうのを自主的に辞退していただくということは非常に難しいことじゃないかなとかいうふうにいるいろいろ考えますと、私などは福祉関係でございますので、障害者の方のことにはやはりたくさん補助金を出していただかないとやっていられないというのもよくわかっておりますので、それをてんびんにかけますと、やはり長期化してご祝儀的に受け取っておられるところは、またそれはずっと長い間の習慣で、その補助金をご自分たちの中では有効に使っているというふうに、きっと思っていらっしゃると思うので、その辺の改革といいましても、見直しといいましても、大変難しい問題だなというふうに、これを拝見して私は感じました。

それで、資料の2番の5番、補助規準の不統一というところの類似する性格の補助金があるというのは、これはちょっとどういうことなのか教えていただきたい。

財政課長 よろしいですか。

会長 どうぞ。

財政課長 補助金の中には、商店街の装飾灯のように対象物件が同じでありながら、さまざまな形で補助金を交付しているものがあります。例えば10ページの16番、17番あたりは、同じ浴場組合ですけれども、設備改善あるいは浴場確保というふうに、片や浴場という業種・業態を守っていくものと、バリアフリーを含めた設備改善のために、積極的にバリアフリー化を進めるためにこういったものをお願いするといったものもあると思います。

委員 わかりました。ありがとうございました。

会長 原課長、この中にはいわゆるブロック補助金ないし包括補助金などもお考えになられているわけですか。合理化といえば。

財政課長 それは、今現時点ではどうするかは、まだ必ずしも結論は持っておりません。

会長 議論の対象としてはお考えだということによろしいですか。

財政課長 はい。

会長 委員、ご意見あれば。

委員 私は町会の方の理事会長みたいなもので出ているのですが、これをずっとこう見まして、町会というのが非常に、地域、地域という割に、この町会というのは余り多くない。そこへいくと商店街の方がぱっとこうたくさん並んでいるわけです。町会に出ているのは、この掲示板の設置の補助金ぐらいのものでありますから、あとなかなかこうあれなんですけれども。

町会というのは、補助金をもらって、つまり毎年それ楽しみじゃないですよ。楽しみではないんですけれども、やっぱり補助金の額というのは非常にみんな関心がありまして、うちの町会、特定の名前は挙げませんが、例えば私の町会ですと、割と大きいんですよ。ところが、半分この区の公園なんですね。そうすると半分しかないわけです。ところが、その半分がまた学校なんですよ。ですから、町会の4分の1ぐらいしかないわけなんです。それで、町会費で運営をやっているわけなんですけれども、町会費で運営をやっていたって、そんなにたくさん町会ではもらうわけはできないので、1年で1,200円ですよ。ところが、この入っていない家庭も大分ありまして、強制するわけにはいきませんが、一応1,000円といたしまして、1,200円をもらっているわけなんです。

ところが、町会はいろいろ学校の方の行事にも行かなきゃならないし、また福祉関係、青少年育成、みんなおつき合いをしなきゃならないし、慶弔関係もあります。例えば、敬老の日だと、やはり1人の75歳以上の老人の方に800円ぐらいの菓子を差し上げる。そうすると、1,200円の町会費をもらって800円のカステラを出して、それでご夫婦だったらこれは1,600円ですよ。もう、もちろん赤字になってしまうわけなんです。そういう状況で、うちの町会の方では亡くなる方が少なくて、だんだん高齢化が進んでいるわけなんです。そういうことで非常に会計的にも大変だ。殊にお子さん当たりの入学祝いとか、成人祝い、こういうときには皆お祝いを差し上げるんですが、その分は非常に少ないんですよ。高齢者の場合は、敬老の場合だったら100名以上になるんですよ。それで入学祝い

なんていうのは10名かそこらしかない。

こういうようないわゆるアンバランスの格好になっていくわけなんですけどということで、これをちょっと見たんですけれども、町会というのは、地域、地域と区の方では非常に地域という、町会の方の重要度の割にちょっと少ないんじゃないかと思います。大体このぐらいですね。産業の方は皆、商店街の方へ、もちろん商店街の活性化を図るのは当然なんですけれども、もう少し町会の方も目を向けていただけたらと思っております。その程度で。

会長 ありがとうございます。

さて、大枠は恐らく皆さん賛成でしょうが、具体的にどのように議論を進めていくかという、今ご提示いただいているのは、2ページの補助金にこのような問題点があって、改革の論点というのをこういう形で例示されますということだと思んですが、何か。どうぞ。

委員 余り具体案として適切かどうかわかりませんが、一つの考え方、基準を申し上げますと、それぞれ2ページにあるような類似する性格の補助金というのが、先ほどありましたね。これを集めれば何かこう 集められるのかどうかというのも一つ問題にはあるんですけれども、明らかに類似していると思われるのは、一くくりにするとどうということになるんだろうかというのが、一つありますね、考え方として。現実に補助率がその中で随分違っているというのがあります。

それから補助率のことで言えば、先ほど来、協働という、ともに働くということ言えば、補助率100%だって、結構、実はあるんですよ。いや、中には0.何%の補助率というのもありますが。補助率100%で事業を執行しているというような例えば団体への補助金の、その団体の活動というのは一体何なのか、事業って一体何なのかと。つまり、補助金がなかったら、そもそも成立しないという話ですよ。99%の補助率というのは、それなりに1%は自分たちで負担しているというか、そういうのがあるんだけど。そういう非常に補助率が異常に高い、典型的には100%ですけども、100じゃなくても90%以上とか、そういうものを選び出してみるのが一つのあれとしてあり得るかなと。どうい、そもそもの根拠があるのか、それを必要だというおっしゃる声は多分あるでしょうけれども、それはそれで聞かないわけじゃないけれども、ちゃんと聞いてみたいという気がします。

それから、先ほど説明の中にもありましたけれども、非常に古い時代から導入されてき

て、十分な見直しが行われてきていないという可能性もあるというふうに。これは前回からのやつ。前回もこういったことがあったような気もしたんだけど、なかったでしたかね。

財政課長 第1回目にお付けしています。

委員 入っていましたよね。だから、そのあたりのやつを、今回のやつには抜けちゃっているんですけども、ちょっとクロスしてみるといいのかなというような感じがいたしますね。いずれもそのあたりは全部カットというか、潜在的に減額の対象になるかもしれないというこのリストアップ、一つの基準だと思んですが、全部が全部、じゃあ減らすのかというと、何かそれもあれだから。やっぱり今までは区の仕事としてやってきたけれども、これはそのことを外に出すことに伴って、逆に言うと補助金という制度をつくってみましようかというような形もあり得るのではないかなと。

つまりそれは、100%補助という意味ではありませんけれども、新しく補助金制度という形をそこにそういう活動に適用することによって、より市民の積極的な参加とか、そういうこともあり得るのではないかと。ただ単に、今出したやつをカットするという話だけではなくて、今区の中で扱っている部分を外へ出すことによって。そのときに出すのは、ただ出しますよと、やってくださいと言われても、それはできないのですね。恐らく何かのそれに見合うお金であるとか、あるいは仕事の自由度がそこに高まるとか、何かいづれかがないと、恐らくそれを引き受けるところは出てこないだろうと思いますので、そういうものとして権限の問題と、それから補助金の問題というんですか。

そういうのも合わせることによって、おっしゃるような新しい公共空間云々ということをおっしゃるのであれば、区の仕事を少し見直すという、一つの形としてはそういう使い方もあり得るだろうというふうに。ちょっととりあえず削る方の根拠というのは、削る方というのはあれだけでも、そういうのがあるかな。高率補助みたいなものとか、それから、制度が導入されてから非常にもう古くなってそのままずっと運用されてきているというのについてとか。

それから、とりあえずその名称的に類似しているようなものというのは、多分ですけども、中のやりくりで、もう少しこう非常に細かく規定されているがゆえに、例えば先ほどの街路灯の清掃と取り付けは別なんだというような、そういう一体とすればどっちでもなり得る話を、そういうふうに別にしちゃっているというようなことがあるのかもしれない。そういうものとそれから新たな話と、ちょっと二つ考えられるんじゃないかなと。

会長 松沼部長、原課長、今後の進め方ですが、今、委員より、実際に縮減する補助金を我々が議論するということは、我々の恐らく任務からは超えていて、それは区長なり区なり、あるいはもう少し言えば住民が決定なさることだと思っんですね。さにありながら、2ページに書いてあります内容を実態として議論するためには、その補助金を、中身を、例えば類似する補助金というのはどういうものがあるのかを見てみないと議論できないということで、これは記録に残していただいた方がいいと思っんですが、区の方でお考えの補助、いろんな改革、問題点を、次回にどのような補助金が該当するかを見てみたいと思っんですが、いかがですか。

ただし、ここでちょっと付記させていただくのは、それを必ずしも整理・統合するという意味で、中身を詳細に見てみるということではなくて、基準づくりの一つの資料として見てみたいと思っんですが。つまり、2ページの問題点を考慮しよう、改革の論点は考慮しようということでは、実態として委員の皆様はなかなかわかりにくいと思っしますので、いろんな整理、現状を見させていただいたので、それを問題点改革点の論点からちょっと見みたいと思っんですが、いかがですか。

くれぐれも、もう一度申し上げますが、それを整理してしまうという話ではない。必要ならば残せばいいという話で、ただ……。

委員 先ほど私が申し上げたことと言えば、補助率100%というものを、5番の補助規準の不統一というようなところの一つの事例として100%のもありながら0.何%というの一方ではあるという、その根拠は一体何かということについて正当、それなりの理由があれば、ああそうなのかなというふうには納得できると思っんですが。

会長 最終的にはそれを踏まえて懇談会では、恐らくある種の基準を決めることだと思っっていますが、具体的にこの補助金を整理してくださいということは、ここでやる話ではないです。そういう話ではなくて、基準を決めるのに、今委員がおっしゃったように、例えば類似補助する補助金はこういうものがある。使いやすくするためには、どうすればいいか。ないしは、補助率100%、ないしは1%と言っても、ちょっと極端過ぎるのではないか。それから長期間維持されている補助金というのは、どのようなものがあるんだろうかというような、そのような例示が委員からなされましたので、それも含めて問題点と改革の論点の基準でうまく整理していただければありがたいと思っと思います。できますでしょうか。

財政課長 はい、できます。特定の事例、現状があつて、それについてそれぞれの視点

から問題点というのは出てくるのであって、その事例を我々が一定程度捕捉しています。

先ほど会長がおっしゃったように、特定の補助金の問題というより、大きな傾向として何が言えるのかと。どういう方向で区が考えていくべきだということのご意見を伺うために、それぞれの補助金の状況といったものを資料としてお示ししたいと思います。

会長 そうすると、今、委員からいただきました基準のほかに、何か、その他の委員からのこういうのでちょっと見てみたいというようなのがございましたら。委員、ございませんか。

委員 ええ、そうですね。今あるお金をどう有効に使ったらいいのかということなんですけど、お金をふやすためにはどうしたらいいかということも、やっぱり補助金を出してもっとみんなに税金を払ってもらおうよというようなこともあろうかと思うんですよね。やっぱり収入をはからなければ、税金は、補助金はふえませんが。これのいわゆる三位一体のときの国からの補助金、それから現在の区独自でとれる税金、それから地方交付税というふうにおっしゃいましたけれども、何といいますかね、税制をもっと変えてもらって、それで例えば今の税制ですと、杉並区に本社のないところからは税金が入ってこないんですよね。だから、23区で言いますと、千代田区だとか港区だとか中央区だとかというところの方が、住んでいる人は少なくても非常に潤沢な税金が入ってくるわけですね。だから、そういう矛盾をちょっと何とか、これ税収のところで考えられないかなと思うんですね。

ですから、少なくとも企業が、例えばこの杉並区で言いますと、いろんなスーパーがありますけれども、スーパーが杉並区でもうけた分はやっぱり杉並区に税金を納めなさいよというぐらいのそういう発想を持ってもらわないと、今もう全部外へ持っていかれますからね。だから、そこら辺でもっと収入をふやす方法を考えてもらって、そして補助金を大いに出すというようなことが必要ではないかと思うんですよね。ただ、国から来るのを待っているだけ、都から来るのを待っているだけじゃなくて、何とか工夫してふやしていくということも必要じゃないかと思うんです、ということでございます。

会長 三位一体の議論が恐らく報告書の一番頭に来るでしょうから、その段階で自主財源云々というのは、当然入ってくるでしょうから、そのあたりで今のご意見を酌み上げていただけますか。どのように酌み上げるかの、少し難しい問題があるかと思えますけれども。

政策経営部長 よろしいですか。

一つ一つ可能な限りにやっていきたいと思っています。そして、問題点等、この問題点とそれから下の論点というのは、裏腹な関係なところがかなり多うございまして、我々サイドで事務方として、それぞれ例示を挙げようということをやってきましたと、じゃあ今後どうするんだというようなところを浮き彫りにされるというか、ある程度やっていく中で頭に入れていかなければいけない視点だと思いますので、言ってみればこの2ページに書いてある問題点、論点、あわせてちょっとこれは事務局としての考え方ということで、お出ししてよろしいでしょうかということ、財政課長が話していますけれども、これは私もかつてやったことがあるんですけども、いろいろ見方、立場によって、先ほど類似する正副の補助金ということでも議論があるところなんです。

今までももうそういうことが議論されて整理してきたという経過もありますので、資料の扱いも、それはまたその時点で考えていただければよろしいのかなと思うんですが。とりあえず、その我々の方でつくったものを一度会長と調整をさせていただければありがたいなというような趣旨でございます。

会長 あくまでも例示、先ほど私申し上げたように例示ということで。と申しますのは、委員からご発言がありましたが、包括補助金ないしブロック補助金の方が好ましいというのは、大体財政学者が言っている部分でありますので、それに該当するものはありませんか、例示を出してみてくださいと、こういう言い回しになっているわけですよ。

それで、3点ほど委員からご提案があった、実態として例示をしていただけませんかということであって。先ほどその意味で私の方から、これを削減ないしは整理等をするという話ではないということ、基準づくりのために例示してくださいと。実態として、これだけの大きな補助金の数がございますと我々がうまく整理できない。今3点ほど委員から出されましたが恐らくいろんな基準がつかれると思いますので、それは適切かどうかはちょっと私と事務の方々とお話しさせていただいて、少なくとも議論の俎上にこれを乗せてみましょうということ、基準で幾つか挙げさせていただいた上で、次回ご相談をさせていただければと思います。

それで、よろしいですか。その意味で資料をちょっとつくっていただけますかという補足であって。

財政課長 はい。承知いたしました。

会長 決して、杉並区の方で、こんな補助金をなくしたいからつくるという意味ではないです、ということを確認させていただいて。

どうぞ。

委員 すみません。2点あるんですけども、今のような形で、資料をご作成いただくということでは了解しているんですけども、この改革の論点の1点目で、自己責任の明確化という観点がございます。そのこととの絡みなんですけれども、本日の資料で補助金を分類してくださっている際に、一番最初にまず政策目的あるいは政策誘導的ということで、次が団体活動の奨励・振興という話で、その次が個人の経済負担軽減を目的と、舞台を施設ということで分けてくださっているんですけども。

私が前回に申し上げた際に、イメージしていたのは、例えば国から地方への国庫支出金という場合にも、例えば負担金と補助金と委託金なんかがあって、要するに奨励的なものであるとか、あるいは本来は国がやらなきゃいけないものを地方にお任せするので、それは原則として100%出しなさいとか、そういうようなイメージがすごくあって、それで今回も例えば本来であれば、ある程度行政がやるべきこと、責任を担っているんですけども、むしろ外部に協働でやっていた方が経費が削減できるものだとか、あるいは何か特定の政策に関してお勧めするので、もし必要があれば一定の補助を出してもいいとか、補助金自体が例えば低所得者対策に当たるものであるとか、そういったその整理のあり方によって、多分補助率の基準というのも変わってくるんじゃないかなという感じがするんですね。

それで、ここに自己責任の明確化というふうにあるんですけど、これは多分、言いかえれば、やはり行政とそれ以外の外部との役割分担にかかわってくる問題で、すべて運営は自分たちでやりなさいというふうに多分言える部分と言えない部分があるでしょうし、運営は原則自己責任でも特定の施策に関しては、これは委託ではないですけども、補助を出すのでということであれば、それは例えばむしろ包括補助金でない方がいいのかもしれないとか。自己責任というか、官民の役割分担をどう考えるかということと、この補助金のあり方って、かなり密接にかかわりがあると思うので。そうすると今回こういう形で、その補助金を区分した基準みたいなものがどこにあるのかということと、もし、簡単に構わないので、ご説明いただいた上で、次回その自己責任ということを考えるに当たって、役割分担みたいなことをある程度配慮した形での資料を作成いただけないかというのが1点目です。

それからもう一点は、こういった補助金の基準というのを策定したとしても、それをやっぱりどういう形で区民に対して公表していくかという情報公開の視点というのが、もう一つ非常に重要になってくるだろうと。今回その議論というのが、やっぱりないので、こ

ういったものをどういう形で公開しながら、住民と合意形成を図っていくかというような視点も多分報告書の最後の方に盛り込んだ方がいいのではないかとこのように思いますので、そのあたりのことも、もし次回あるいは次々回にある程度その資料の中に入れていただけないかということですね。

会長 2点目はご希望というかお願いですが、1点目のご質問は、つまりこの補助金の整理した理由というか、根拠というか。

財政課長 そうですね。おっしゃる意味はよくわかります。今回は、一応補助の目的別、それをメインにしながら、とりわけ行政計画の中でどういう位置づけをしているかというものを一応判断材料としながら、これを区分けしてあります。ですから、それがじゃあどういう意味を持つかということになると、結局自己責任と先ほどおっしゃいましたけれども、まさに行政と個との役割分担ということの、言ってみれば裏返しの表現でございまして、そういう意味では非常に密接不可分な関係概念だというふうに使っています。

それから情報公開の話ですけれども、今回は補助金についてはいわゆるパブリックコメント、区民意見を1カ月程度にわたって受けていきたいと。合意形成を図っていくための手法というのは、これから踏んでいく予定でいます。見直しの意義に当たっても、議会を含めて、予算編成の中でそういったものは明らかにしながら、結果として区民の方に情報提供をしていくというふうにしたいと思っています。

会長 よろしいですか。

委員 すみません。ちょっと私の申し上げ方が悪かったのかもわからないんですけども、こちらの政策目的、政策誘導的な補助金というのは、本来行政としてやるべきものをアウトソーシングしようという補助金で、奨励・振興の場合には、これはやってもやらなくてもいいんですけども、もし団体でやりたいということであればお勧めしてもいいので補助金として出しますというような区分けになっているんですか、ということだったんですけれど。

財政課長 これも、さっき申し上げたとおり、どちらの性格もあわせ持っている、と。ただ、主にどちらをメインに据えているかというのは、行政計画の位置づけの中で分けるしかない。ですから、政策誘導的であり、なおかつ奨励的であって財政支援を通じて行うという実態もかなりあるわけで、まず行政上のメリットというか、その動機づけを含めて一定方向のすそ野を広げていくための位置づけとして補助金を出す、それを一つのきっかけにしていくということを含めて、行政目的と既存の現活動の奨励と。

ただ、現活動の奨励をするということは、最終的には青少年であれ、教育であれ、地域であれ、産業振興であれ、最終的には政策に一定のメリットがあると、あるいはまちづくりのために有益だ有効だと、そういった観点があることは間違いないわけで、そういう意味では目的は公益上の必要と言ってしまうえばそれっきりなんですけれども。あえてそれぞれの問題点の把握の仕方をするに当たって、まずこのような分類をしていく必要があるであろうということで、こういう区分けをしたということです。

会長 よろしいですか。ありがとうございます。

さて、時間にもなりましたので、次回以降ですが、先ほどのお話ですとあと2回程度ということですが、今回はそういうことで資料をつくっていただいて、具体的にお話をさせていただくということですが。報告書の原案を2回目にもうできるということですか。それとも2回議論をして、3回目に報告書の原案ができて、皆さんにお話を……。

財政課長 当初の予定では、概ね5回程度を目途にしています。遅くとも5回目ぐらいには提言書を出すという、その案を出すということにさせていただければ、最終的には6回目で確認していただくということに必然的になるのかなと。その場合には6回ということに、どうしてもならざるを得ないということです。

政策経営部長 いずれにしても、きょうの資料、宿題となっている資料をつくる中で、いろいろこの論点についても、それから現状の把握についても、こういうふうにした方がいいということは当然あるかと思しますので、その過程の中で、その報告書のイメージといいますが、それも含めて頭の中に入れながら検討を進めたいと思しますので、また会長とご相談をさせていただければありがたいと思っています。

会長 わかりました。それでは、今後の議論はそのような方向でやるということで、回数については別途考えていくと。

財政課長 状況の中でご相談させてもらえればと思います。

会長 はい。それでは、ちょうど時間になりましたので、どうもありがとうございました。それでは、よろしく願いいたします。

財政課長 どうもありがとうございました。